

申9号台風19号被害発生に伴う緊急申し入れ（その2）団体交渉①

※申8号第6項の議論を含む

- 1項. 職場によっては「労働時間内待機」なる言葉で待機の指示を出しているが、「労働時間内待機」とはどのようなものか明らかにすること。
- 2項 今後は「労働時間内待機」なる言葉を使わず、待機時間はすべて労働時間とし、いわゆるノーペイ時間を設定するときは、具体的に当該乗務員に明示すること。また、明示したノーペイ時間には当該乗務員を乗務等に就かせないこと。

(組) 待機ではなく労働時間内待機という指示が職場でされている、数年前くらいかそういう言葉が出ているが、どういった経緯でそういう風になっているのかを教えてください。また、今回だけではなく、いつでも労働時間内待機という言葉が使われるようになってきている。待機だといつでも乗務できるというイメージだが、労働時間内待機ではどのようなになるのか。

(会) 労働時間内待機という言葉は明確にはない。その時々々の指示ではあると思うが、支社でも現場管理者の方には指導はしているがなかなか浸透していない部分はある。何十人も乗務員がいる中でいき届かない部分があるかもしれないので、乗務員からも出勤した際などに当直に確認するなどをしてもらいたい。支社としても話はしていく。

(組) ノーペイの原則から言えば、そこで仕事をすれば超勤が発生するのではないか。現場からしたら、待機時間や休憩時間を明確にした方がいいのではないか。これから計画運休を考えられる中でこういった事を考えるべきではないか。

(会) 労働時間と休憩時間を明確にする必要性はあると思う。出勤時間によって労働時間も違う中で臨機応変に出来づらいというところもあると思う。行路内待機という言葉がローカルルールである部分があるかもしれない。仙台支社以外での取扱いなども確認して対応していきたい。当直も指示を明確にするように指導していく。曖昧であれば乗務員からも確認してもらうようにしてもらう。

団体交渉の中で「行路内待機」や「労働時間内待機」という言葉は制度上にも存在しないことが明確になっています。また、運休が発生した際等に待機時間や休憩時間を明確に指示していく事の必要性も確認してきています。乗務の際に指示が明確でない場合には乗務員からも申告することではっきりした指示を行うことも確認しています。

職場で不安な事や不明な点があればひがし労役員に相談してください！